

大山崎町議会告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月23日

大山崎町議会議長 小泉 満

1 日時

平成29年6月28日（水） 午後2時

2 場所

大山崎町議会 議場（大山崎町役場庁舎4階）

3 意見を述べる案件名

第二大山崎小学校プールの小学校グラウンド内への移転ならびに学童保育「でっかいクラブ」の第二大山崎小学校教室内への移転を問う住民投票条例の制定について

4 意見を述べる者

条例制定請求代表者 1人

5 意見を述べる時間

30分以内